

令和7年度 上田市若者・移住者・学卒者の就職支援事業（若者支援部分） 募集要領

1 目的

地方の人口減少対策が課題である中、様々な事情により職に就けない地域の若者に対し、研修を実施することにより、安定した正規雇用につなげ、市内定住を促進します。

また、本事業の若者支援コーディネーターとして、本事業の異なる三部分（若者・移住者・学卒者）への支援効果が最大となるよう、他部分の支援コーディネーターと連携・協力し、市内雇用の維持・安定を図ります。

2 事業概要

様々な事情により職に就けない地域の若者に対し、就職のために必要な教育訓練（OFF-JT）と企業での職場体験研修（OJT）を一体的に実施することにより、研修終了後に体験先企業等において正規雇用での就職及び職場定着を支援します。

詳細は、別紙仕様書のとおり（ただし、仕様書の内容は、今後、協議の中で変更する可能性がありますので、御了承ください。）。

3 応募資格

次に掲げる要件をいずれも満たす必要があります。

- (1) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条第1項の規定による「一般労働者派遣事業」の許可及び職業安定法第30条第1項の規定による「有料職業紹介事業」の許可を有する者。
- (2) 求職者を対象にした就職支援や能力開発等の事業の履行実績を有する者。
- (3) 上田市内に本社または営業所等を有する者であり、上田市物品入札（見積）参加願提出業者であること。
- (4) 雇用保険の適用事業者であること。
- (5) 当該事業を的確に遂行する能力を有すること。
（総勘定元帳等の会計関係帳簿類、労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿類を整備していること。）
- (6) 上田市税に滞納がないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業者等、もしくは暴力団または暴力団の統制下にある事業者等でないこと。

4 事業について

- (1) 事業実施期間 契約日から令和8年3月31日まで
- (2) 事業費 上限額 24,000,000円（税込）

事業費のうち、一部経費（別紙仕様書P3、9（1）を参照）は、2,800,000円（事務費、消費税を除く）を上限額とします。

5 複数事業への応募について

本事業のほか、応募資格が同様である「上田市若者・移住者・学卒者の就職支援事業（移住者支援部分）」も募集しており、両方の事業に応募できることとします。

6 応募申込手続き等

- (1) 応募期間 令和7年6月2日（月） 午前9時から
 令和7年6月20日（金） 午後5時まで

(2) 応募方法

応募を希望する事業者等は、事前に上田市地域雇用推進課に御連絡ください。
地域雇用推進課に、応募期間中に下記書類一式を提出していただきます。
応募期間を過ぎた申し込みは、いかなる理由があっても受け付けかねます。

(3) 応募書類

- ア 応募申込書（様式第1号）
- イ 事業者等の概要（様式第2号）
- ウ 企画提案書（様式第3号）
- エ 経費見積書（様式第4号）
- オ 応募資格等説明書（様式第5号）
- カ その他必要な添付書類

(4) 提出部数 8部

(5) 応募についての留意事項

- ア 提出された書類に虚偽または不正があった場合は、失格とします。
- イ 応募に関して、必要となる費用は、応募する事業者等の負担とします。
- ウ 応募書類は、返却しません。
- エ 再委託を必要とする場合は、企画提案書に必要とする理由及び範囲、予定金額を明記してください。

7 受託事業者の選定方法

(1) 第1次選考

提出された書類による書面審査により、応募資格等を審査します。

(2) 第2次選考

提案事業者のプレゼンテーションを実施し、審査委員により、事業の実施体制（組織・運営体制）、事業の内容（実施方法、実現性）、経済性（費用対効果）などの審査内容ごとに採点を行い（10項目50点満点）、採点結果を元に協議を行い、事業者を選考します。

(3) 審査結果の通知等

選考の結果は、応募事業者等に対して通知します。

(4) その他

審査の過程において、委託事業の内容に修正を加え、再構築することがあります。

8 委託契約についての留意点等

- (1) 委託契約締結に当たっては、提案書等の内容を基に、業務履行に必要な協議を行います。なお、協議により提案書等の内容の一部を変更して委託契約の締結をする場合があります。

- (2) 受託事業者等は会計・労働関係帳簿類を整備し、当該委託事業に係る経費等を他事業と明確に区分してください。必要に応じて事業実施中に検査を行う場合があります。
複数事業を受託した場合も、事業ごとに経費を区分してください。
- (3) 委託料については、委託事業の完了検査後に支払うものとしますが、受託事業者等が希望する場合は概算払いをすることもできます。なお、事業費の変動も見込まれることから、委託金額の範囲内で、実際に事業に要した経費に応じ、契約金額の精算を行います。
- (4) 業務履行に係る経費については、提案時における経費見積書の費用項目ごとの合計金額を上回ることは原則認めません。
- (5) 委託契約に際しての契約保証金については、仕様書別添 4「契約保証金について」のとおり取り扱うこととします。

9 事業実績報告

- (1) 委託事業終了後、委託契約書等に基づき、業務の成果に関する実績報告書等を速やかに提出していただきます。なお、事業終了後の事業対象者の状況について報告を求める場合があります。
- (2) 委託期間中であっても、事業の進捗状況や予算の執行状況等について、報告書の提出を求める場合があります。
- (3) 事業により発生した収入の取り扱い
 - ア 委託事業により発生した収入がある場合は委託料を減額します。
 - イ 発生した収入については、事業者等は委託事業の精算前に市に報告をしてください。

10 委託契約の解除

市は、受託事業者等が次の事項に該当した場合は、契約を解除し、既に支払った契約料の全部又は一部の返還を求めることができますものとします。

- (1) 委託契約又は業務の執行等において、偽りその他不正又は違法な行為があった場合
- (2) この募集要領及び委託契約条項に違反した場合
- (3) 事業期間中において、新規雇用者（事業対象者）に対して、事業主都合による解雇を行った場合

11 その他

- (1) 委託事業を実施するに当たって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託事業者等に負担していただきます。
- (2) 採択された企画提案書の著作権は、上田市に帰属します。
- (3) 本事業は、国県の交付金等を活用した事業のため、会計検査院による実地検査の対象となります。このため、事業終了後においても実施に係る関係書類の提出要請や、計画の達成状況を把握・検証するためのフォローアップ調査を行いますので、御協力願います。
- (4) 本事業は、令和 7 年 6 月補正予算による実施事業となっています。今回の受託事業者選考の審査結果は、その契約に係る予算が議会で可決され、当該予算の執行が可能となった時、効力が発生します。

12 問い合わせ、書類提出先

上田市産業振興部地域雇用推進課 担当 斎藤

〒386-0012 上田市中心四丁目 9 番 1 号（上田市勤労者福祉センター内）

電話：0268-26-6023 ファックス：0268-26-6024

メールアドレス koyo@city.ueda.nagano.jp